

東 富 岡 自 治 会 規 約 細 則

第1章 総 則

(会 員)

第1条 東富岡自治会規約(以下「規約」という)の第3条に定める会員及び賛助会員は、次の取扱いとすることができる。

- (1) 近接する場所に直系の世帯が居住する場合(二世帯住宅等)には、会員は、何れかの居住する者を代表として会員とすることができる。
- (2) 本区域内又は近接して活動を行うものを賛助会員とする。

(事 業)

第2条 本会の目的を達成するため、各部は、下表の事業を行う。

部	事 業 内 容
土木衛生部	・ 道路等の維持管理に関すること ・ 清掃、病害虫の駆除等の衛生環境の改善に関すること
文 化 部	・ 納涼大会、成瀬地区体育祭等の親睦を向上させるための活動に関する こと
防 犯 部	・ 防犯パトロール等の安全を図るための活動に関すること。

2 年間の事業の主要な概要は、別表(主要な事業)のとおりとする。

(役員の選出)

第3条 規約の第9条に定める役員の選出方法は、下表のとおりとする。

役 員	選 出 方 法
副 会 長	理事会で理事から選出する。
会 計	理事会で理事から選出する。
理 事	地区から1名を選出する。
会計監査	総会で選出する。
部 長	部会で部員から選出する。
部 員	地区から1名を選出する。
組 長	組から選出する。
顧 問	理事会で選出する。

(役員の再任等)

第4条 規約の第10条に定める役員の再任等による任期(通算任期)については、規約制定時、及び役員の欠員等の特段の事情がある場合以外は、下表のとおりとする。

役 員	再 任（任 期）
会 長	再任は認めず、任期は1期（2年）とする。
理事(会長を除く)	任期は、2期（4年）とする。
部 員	通算任期は、3期（6年）以内とする。
組 長	再任は認めず、任期は1期（2年）とする。

第2章 会費

(会 費)

第5条 規約の第22条に定める共同住宅、長屋、寮等の会費は、下表のとおりとすることができる。

建物種類	会 費(円)
共同住宅、長屋	3,000
寮	1,500

2 年度途中に加入した会員の会費は、下表のとおりとする。

加入時期		4月～7月	8月～11月	12月～3月
会 費 (円)	一般住宅	4,500	3,000	1,500
	共同住宅・長屋	3,000	2,000	1,000
	寮	1,500	1,000	500

3 年度途中で脱会した会員の会費は、返納しない。

(賛助会員)

第6条 規約の第22条に定める賛助会員のうち、法人の賛助会員の会費は、土地利用や地域への影響等を考慮し理事会で決定する。

2 上記以外の賛助会員（東富岡に不在の土地所有者）の会費は、下表の地目別単価に面積を乗じた金額とし、百円以下は切り捨てる。

また、会費の上限は、3,500円とする。

なお、当分の間、細則制定時の会費とすることができる。

地 目	単 価	備 考
宅 地	2.0 円/㎡	
畑・田	1.5 円/㎡	
山 林	1.0 円/㎡	